

告示

埼玉県告示第百七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、令和三年六月二十三日付けで次の肥料を登録したので、同法第十条第一項の規定により公告する。

令和四年二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県第 七〇四号
肥料の種類	豆腐かす 乾燥肥料
肥料の名称	乾燥おから
保証成分量（%） その他の規格	窒素全量 四・〇
生産業者の氏名又は 名称及び住所	ヤマキ醸造株式会 社 埼玉県児玉郡神川 町大字下阿久原九 百五十五